

分析装置利用規約(環境安全研究センター柏支所)

平成 17 年 3 月 15 日制定

総 則

1. 環境安全研究センター教員会議において定められた「分析装置利用規約細則」に則り、学内で適当と認められる教職員(学生のみでの使用は許可しない)に対して、環境安全研究センター柏支所に設置されている分析装置の利用を許可することができる。

細 則

1. 環境安全研究センター柏支所の分析装置の利用に当たっては、環境安全研究センター柏支所での業務分析のための使用を優先するが、マシンタイムに余裕のある時に限って環境安全研究センター以外の学内教職員による研究目的での使用を許可できる。
2. 分析装置の利用時間は、原則として開室日の午前 10 時から午後 4 時半までの間とし、かつ柏支所に担当教員が在室していることを条件とする。
3. 分析装置の利用を希望する教職員は、事前に柏支所の担当教員に使用希望の分析装置名ならびに分析目的・分析予定時間を連絡した上で使用許可を受ける必要がある。
4. 分析装置の利用を希望する教職員は、使用希望の分析装置の原理や操作方法ならびに保守点検方法について十分に精通している必要がある。
5. 分析装置利用時には、安全に十分に配慮し事故のないように努める。万一事故が発生した場合には、直ちに柏支所の担当教員に連絡する。また利用者の不注意などによる事故の場合には、その責任は教職員である利用者本人が負うものとする。
6. 分析装置利用時には、柏支所のロビーと分析室への立ち入りのみを許可する。それ以外の場所への立ち入りは厳禁とし、かつ使用を許可された設備以外を利用してはならない。
7. 分析装置利用後は、必ず分析装置を利用前の状態に復帰し、柏支所の担当教員の確認を受ける必要がある。また設備などを破損した場合には、教職員である利用者の責任でこれを弁償する必要がある。
8. 分析装置の利用に係る費用として、利用した分析装置の主たる消耗品費を支払う必要がある。ただし、その支払方法などについては、あらかじめ教職員である利用者とは環境安全研究センターの担当事務員との間で協議する。

9. 本利用規約細則に定められていない事項に関して、柏支所の担当教員あるいは事務員が緊急と判断した場合には、教職員である利用者に対して指示または注意をすることができる。この場合、直ちに利用者はその指示または注意に従う必要がある。
10. 本利用規約細則に定められていない事項に関して、決めておく必要のある事項が生じた場合には、教職員である利用者と環境安全研究センターの担当教員あるいは担当事務員との間で適宜協議することとする。
11. 利用した分析装置で得た分析データを用いて研究成果を論文として公表した場合には、教職員である利用者はその論文の別刷1部を環境安全研究センター柏支所事務室に提出する必要がある。

注 意

1. 本分析装置利用規約に反した者あるいは怠った者に対して、予告なく分析装置の利用を停止することができる。
2. 本分析装置利用規約は、環境安全研究センター教員会議で審議した上で予告なく変更することができる。

以上

分析装置利用申請(初回のみ提出)

申請日:令和____年____月____日

所 属:(部 局)_____

: (研究室)_____

: (身 分)_____

: (内 線)_____

目 的: _____装置による _____のための分析

私は、本分析装置利用規約(環境安全研究センター柏支所)を熟読し、十分に内容を理解いたしました。その上で、環境安全研究センター柏支所の分析装置の利用を許可して頂きたく、本分析装置利用申請書に署名・捺印の上、提出いたします。また、実際の装置利用前には、あらかじめ事前に利用許可を願い出ます。

申請者:(自 署)_____ 印